

対策名	法人税等納税猶予	固定資産税	現金給付			政策金融公庫	県制度融資
			30万円	200万円	100万円		
内容	無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例。担保不要で延滞税は免除。社会保険も適用される。	業績が落ちた企業の固定資産税をゼロか半減させる。減免する業種は限定なし。措置の対象は来年2021年の固定資産税となる。	所得減少に伴い現金30万円を給付。給付金は非課税。	中小企業に、最大200万円。給付金は非課税。	個人事業主に、最大100万円。給付金は非課税。	20年以内返済(設備) 15年以内返済(運転) 融資限度額3億円 実質3年間無利子で無担保	10年以内返済、 融資限度額8,000万円 利子を翌年度に補助金として支給 (実質3年間無利子) 保証協会の保証必須
要件	①令和2年2月から納期限までの一定の期間(1か月以上)において、収入が20%以上の減少した場合 ②一時の納税が困難と認められる場合に適用。半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し対応。	令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて減少した中小企業を対象。3割以上減なら半額、5割以上減ならゼロに。	年収換算で住民税非課税水準まで下がる世帯が対象。収入が半分以下となった場合も、一定の要件を満たせば給付。単身世帯は年収100万円以下、4人世帯では年収約255万円以下。	収入が半分以下に減少したことを条件に、減収分の上限まで出す見通し。 給付額：前年の総売上(事業収入) －(前年同月比▲50%月の売上×12か月)	①最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少していれば利用可。 ②15%以上減少している場合は特別利子補給制度により3年間は無利子となる。(1億円以下貸付分)	①最近1カ月の売上が、前年比較し10～20%以上減少していれば利用可。 ②15%以上減少している場合は県が利子を全額負担し無利子となる。(10%以上減少でも適用の場合あり)	
窓口	所轄の税務署	市役所の固定資産税担当課	市町村などの窓口か、自治体のHP上	新たに事務局を設けて原則としてネットを通じ申請してもらう方向	日本政策公庫 事業資金 相談ダイヤル 0120-154-505	県制度融資取扱金融機関にて対応	
必要書類 手続き	収支等を示す書類の提出が必要。(詳細は未定) 困難な場合は、口頭説明も可。	現在は未定	収入減を証明する書類が必要(詳細は未定)	未定(決算書や試算表になる見通し)	HPにて必要書類をダウンロード	県制度融資取扱金融機関にて対応	
申請時期	閣議決定されたが時期は未定		5月にも開始			随時	随時